



2017年12月19日

一般社団法人全国管洗浄協会  
理事長 上之原 靖  
東京都港区新橋5-10-6 川村ビル7F  
TEL (03) 6432-4530

建築物の持続可能な維持管理や環境保全に役立つ排水管洗浄事業への幅広い理解を広げる

**(一社)全国管洗浄協会、  
建築物排水管清掃事業者のサービス品質向上をめざす、  
「優良事業者認定制度」を実施！**

人の健康は「腸内環境の改善」から。建築物の維持管理は「排水設備の保全」から！

国内唯一の全国規模の管洗浄業界団体として、管洗浄業の認知と技術向上を実践して参りました一般社団法人全国管洗浄協会(住所:東京都港区、理事長:上之原 靖、以下全管協)は、建築物維持管理に大きく寄与する排水設備の保全について、全国の管洗浄業者のサービス品質向上をめざし、特に特定建築物<sup>※1</sup>等の公共施設やオフィスビル、学校・病院、マンション等の集合住宅における快適な住環境・労働環境を保全するため、「優良事業者認定制度」を実施いたします。

全管協では、全国の管洗浄事業を行う会員企業に対して「優良事業者認定制度」への参加を呼びかけながら、併せて、オフィスのオーナーや管理者、不動産会社、マンション管理組合や管理会社、大規模商業施設、大学・高校・中学・小学校等の各学校法人、病院や各医療および福祉法人、自治体や官公庁の各管理部門の方々をはじめ広く社会全般に向かい、建築物の維持管理の必要性や排水管洗浄事業が持つ社会的な付加価値(管洗浄における環境衛生など)への認知を高めて参ります。

第一回認定制度申し込みは2018年1月9日から開始し、2月いっぱいまでが申込期間となります。その後、年一回ごとの実施を予定しております。なお、第一回の認定発表は2018年4月を予定しております。

※1) 特定建築物: 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の大規模建築物で多数の者が使用、利用する建築物で、「建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)」の規制対象となり、「建築物環境衛生管理基準」として、「排水設備の清掃を6ヶ月ごとに1回、定期的に行わなければならない」(施行規則第4条)と定められています。

**■2020年のオリンピックイヤーに向かって増える建築物とその後の維持管理の必要性**

「優良事業者認定資格制度」は、2020年のオリンピックイヤーに向かい、高層ビルやマンション、各種体育施設等が建造されていく中、今後益々重要となる建築物の維持管理に関して、排水管洗浄業界の立場から、社会的環境衛生における排水管洗浄の重要性の認知および業界におけるサービス品質の向上を目的として、優良事業者を認定するものです。

ビル・マンションの経年化と集合住宅の大型化が加速する中、排水管洗浄事業が住環境に果たす役割と責務は一層重要なものとなり、全管協では、そのためにも独自資格として平成25(2013)年「建築物排水管清掃技士」を設け、標準資格講習の他、排水管清掃作業従事者研修や技術講習会など、現場作業者の技術向上をサポートしていく中、関係諸団体との連携による啓蒙活動を通じて、排水管洗浄業の社会的な地位の向上に努めてきました。

今回の「優良事業者認定制度」は、この「建築物排水管清掃技士」資格制度を一步先に進めるものであり、この広報活動を通じまして、排水管洗浄の現場から見えてくる「建築物の機能維持管理の必要性」や「衛生的環境確保のための排水管洗浄による保全の在り方」を広く伝えて参りたいと思います。



## ■「優良事業者認定制度」の内容について

この資格は、建築物排水管清掃事業者として、業務依頼者利便の向上と信頼を確保することを目的とし、良質なサービスを提供する事業者を認定する制度です。

以下の条件を基に、2018年1月9日から申請申し込みが始まります。

### 1) 認定申請に必要な条件

- 全国管洗浄協会会員であること
- 建築物排水管清掃事業の登録業者<sup>※2</sup>であること
- 納税に未納が無いこと
- 高圧洗浄車(機)の性能が吐出圧力20Mp以上、吐出水量25L/min以上の性能を有していること
- 従事者の内、30%以上が「建築物排水管清掃技士」<sup>※3</sup>を有していること
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を有していること
- 請負賠償責任保険に加入していること
- 個人情報・機密情報の保護方針を定めていること

### 2) 有効期限: 認定から6年間

### 3) 申請手数料: 50,000円(税込) ※認定時に支払うものとする。

### 4) 注意事項

申請に虚偽の記載、申請条件を満たさない事が判明した場合は、認定を取り消す場合があります。また、申請内容に重大な誤りがあった場合も、虚偽申請とみなして認定を取り消す場合がありますので十分注意してください。

※2) 排水管清掃事業登録業者: 平成14年4月1日に改正建築物衛生法が施行され、「建築物排水管清掃業」が登録業に追加されました。登録業者であるかどうかは清掃業者を選定する時の大きな基準の一つとなります。

※3) 建築物排水管清掃技士: 全国管洗浄協会が平成25年に独自資格として設けたものです。

排水管清掃の標準的な作業基準や保証基準、仕様を定め、その内容を習得した者を認定者と認め、座学と実技による2日間の講習の後、資格取得を認定されます。これにより、集合住宅やオフィスビル等での作業を想定し、実際の排水管清掃機材を使用して技術力の向上に取り組むとともに、居住者への丁寧な対応とマナーが身に付く現場で役立つ実技講習を主体とした講習です。資格更新として、再講習を受講する必要があります。

詳細は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.zenkankyo.jp/coursea>

## ■中古マンション売買の増加や建築物の維持管理の必要性の認知により、協会への問い合わせが増えています

現在、中古マンションをリノベーションして住まうことに大きな関心が寄せられ、その際に、マンション管理組合や管理会社による維持管理の状況に大きな関心が集まってきています。また、新築はもちろん、中古ビルにおいても維持管理体制を高めて、より長持ちができ、快適な住空間・オフィス空間を求め、建物における「水の管理」の重要性が問われています。さらに、排水環境をもとにした水質汚濁や下水管閉塞による水漏れも一種の環境問題の一つとして語られる機会も出てきました。

こうした動きの中、全管協に対して、従来のように建築会社または管理会社だけでなく、ビルオーナーや不動産会社、企業や自治体の施設管理部門、マンション管理組合、さらに、報道関係の方々といった、広くお問合せをいただく機会が増えております。

当協会として、今回の「優良事業者認定制度」の実施とともに、ビルやマンションメンテナンスの観点から、排水管洗浄作業が果たしている役割をご説明する機会を増やして参りたいと存じます。



## ■「建築物衛生法」に制定されている「建築物環境衛生管理基準」の遵守促進への働きかけ

現在、「建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)」における「建築物環境衛生管理基準」として、「特定建築物」において、排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより、汚水等の漏出等が生じないように、設備の補修及び掃除を行うこと(施行令第2条)とともに、排水設備の清掃を6ヵ月以内ごとに1回、定期的に行わなければならない(施行規則第4条)と定められています。しかしながら、官公庁や公共の施設においても守られていないケースが多く見受けられます。

当協会におきましては、今回の「優良事業者認定制度」の実施とともに、対象になる建築物の管理部門又は管理会社に対しても、安心安全な事業者の紹介とともに、「建築物環境衛生管理基準」を遵守いただけるように働きかけていく所存です。

以上ご理解の上、全国管洗浄協会の活動におきまして、ご取材ご紹介をいただければ幸いです。

## ■「一般社団法人 全国管洗浄協会」について

一般社団法人全国管洗浄協会は、建築物排水管洗浄業界で唯一の業界団体として昭和56(1981)年に発足し、衛生的環境の観点から、建築物の維持管理に無くてはならない排水管洗浄業の重要性について地域、社会に広く情報発信を行う。平成14年には建築物衛生法の改正により、排水管洗浄業が知事登録業種となり、平成21(2009)年5月には一般社団法人となる。排水管清掃作業従事者研修、平成25(2013)年から実施している「排水管清掃技士」を育成する標準資格講習、技術講習会など、現場作業者の技術の向上をサポートしつつ、関係諸団体との連携による啓蒙活動を通じて、排水管洗浄業の社会的地位の向上を目指している。

※協会関連情報は、以下の専用HPでご参照ください。

URL:<http://www.zenkankyo.jp/>

### 【報道関係のお問い合わせ先】

一般社団法人 全国管洗浄協会事務局 担当:藤木(ふじぎ)

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋5-10-6 川村ビル7階

TEL: 03-6432-4530(代表)、FAX: 03-6432-4531

E-mail: [pr@zenkankyo.jp](mailto:pr@zenkankyo.jp)

URL: <http://www.zenkankyo.jp/>

### 【「優良事業者認定制度」に関するお申込み先、お問い合わせ先】

一般社団法人 全国管洗浄協会事務局 優良事業者認定審査係

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋5-10-6 川村ビル7階

TEL: 03-6432-4530(代表)、FAX: 03-6432-4531

E-mail: [info@zenkankyo.jp](mailto:info@zenkankyo.jp)

URL: <http://www.zenkankyo.jp/>

※全国管洗浄協会では、専門業者とユーザー視点をともに持つ、オフィスビルやマンション、学校・病院、役所等の公共施設における快適な排水環境の在り方、また、家庭やオフィスの排水状況と環境保全に関する検証や提言を行っております。記事や番組等ご企画の中でお問い合わせ等をいただければ幸いです。



※参考資料:排水システムの系統図

